

公共料金等専門調査会における
東京都特別区・武三地区のタクシー運賃の事後検証の実施について

令和 2 年 1 月 31 日
消費者委員会事務局

消費者基本計画工程表（令和元年 7 月 26 日改定）では、「2017 年 1 月から初乗り運賃の引下げを実施した東京都特別区・武三地区（武蔵野市・三鷹市）のタクシー運賃については、物価問題に関する関係閣僚会議での決定事項を踏まえ、運賃組替え後 3 年以内に、事業者の運送収入の状況や運賃の妥当性、運賃組替えの手續等について、丁寧な事後検証を実施する。【消費者庁、消費者委員会、国土交通省】」とされている。

また、「一般乗用旅客自動車運送事業（東京都特別区・武三地区）の運賃組替え案に関する公共料金等専門調査会意見」（平成 28 年 12 月 6 日）では、「・・・組替え案の実施に当たっては、国土交通省において、丁寧な事後の検証や、負担が増加する中長距離利用者への対応等を行うことが必要である。また、消費者利益の増進を一層図る観点から、国土交通省は 3. に示す留意事項に関する対応についても事業者と協力して併せて実施すべきである」とした上で、「公共料金等専門調査会は、検証に必要なデータ等が整った段階で、国土交通省による対応状況等についてのヒアリングを含め、運賃組替え後の状況の検証を行うこととしたい」としていた。

そこで、東京都特別区・武三地区のタクシー運賃組替え後の状況について、国土交通省に対するヒアリング等を行い、検証することとする。

【検証項目】

- 事業者の運送収入の状況
 - 運賃の妥当性
 - 運賃組替えの手續
 - 中長距離利用者への対応状況
- 等

※年度内を目途に検証結果をとりまとめ予定

(以上)